

びの御政行はるべからずか、ればかく詔りありて、此古ぶりを破り賜へるは大英斷の御事と云るべきものぞ。

〔氏族考〕<sup>上</sup>古しへの人は、その心すべて雄々しく健かりければ、其名を後の世に廣く遺し傳ふるを專とぞ云たりける。故高橋氏文にも、大倭國者以行事負名國奈利と云る如く、名と云ものは、貴きも賤きも皆其人を美稱へたる方にて、名を呼ぶは其人を敬ひ賞る意なる故、國造の人さへも、吾名をば草木に著じと云て、國名に負せしかば、況て天皇皇子の御名をば、山川國土に負せて、萬世までも廣く遺し傳ふべき事なるを、人の名を呼ぶは無禮と諱憚る事となれるは、漢國の風俗にならへるにや、御世々に御名代を定置れしも、其御名を物に因せて遺し賜はむとての御所爲なるを、此孝德天皇の御世に、其御名を輕々しく呼事を畏しとて、是を罷られしは、古への意とは反對なり。

〔續日本後紀〕<sup>仁明</sup>天長十年七月癸巳、天下諸國人民姓名、及郡郷山川等號、有觸諱者、皆令改易。  
〔十駕齋養新餘錄〕<sup>下</sup>避諱改姓

駕氏本姓慶、避漢安帝父名改賀氏。唐憲宗名淳、改淳子氏爲于氏。陶穀本姓唐、詩人彥謙之孫、避石晉諱改陶氏。湯悅本姓殷、名崇義、初仕南唐、入宋避諱、改今姓名。金履祥先世姓劉、避吳越諱爲金氏。  
〔續日本紀〕<sup>元明</sup>和銅七年六月己巳、若帶日子姓爲觸國諱、改因居地賜之國造人姓、除人字、寺人姓、本是物部族也、而庚午年籍、因居地名始號寺人、疑涉賤隸、故除寺人、改從本姓矣。

〔續日本紀考證〕<sup>三</sup>若帶日子姓諸書無所見、案古事記云、若帶日子天皇、坐近淡海之志、賀高穴穗宮、治天下也、日本紀作稚足彥、即成務天皇也。  
〔享祿本類聚三代格〕<sup>十七</sup>勅、頃者百姓之間、曾不知禮、以御宇天皇及后等御名有著姓名者、自今以後、不得更然、所司或不改正、依法科罪、主者施行、

天平勝寶九年五月廿六日○又見政事要略